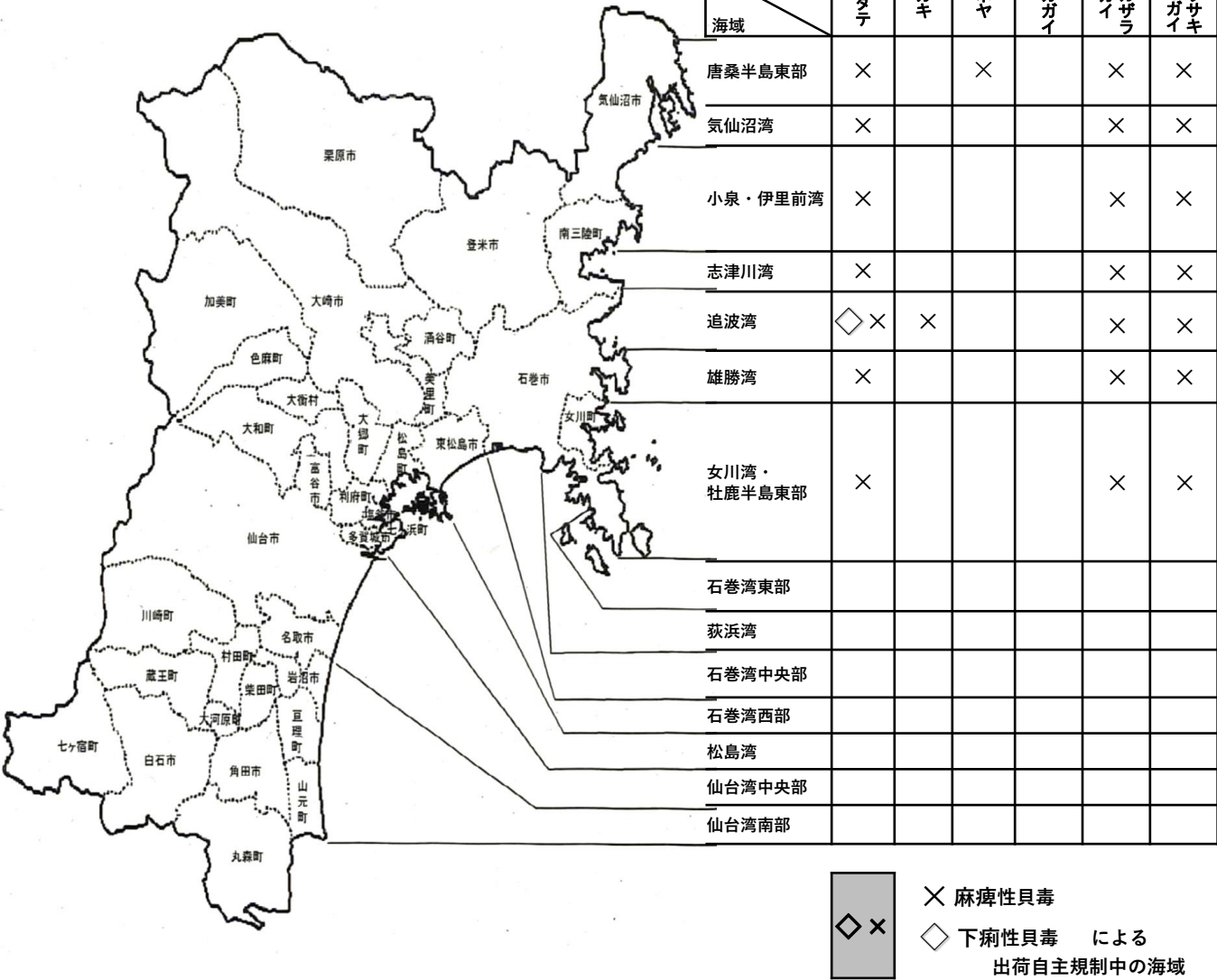


貝毒規制海域と規制状況

令和7年6月4日
食品監視センター



※対象種は、主な貝類等のみ記載しています。その他の貝類等については、貝毒発生状況の一覧をご覧ください。
※アカガイの貝毒監視海域については、令和2年8月12日付で旧南部海域（石巻市黒崎～山元町と福島県新地町の境）が石巻湾・仙台湾沿岸・仙台湾沖合に分割されましたので、上図の海域区分とは一部異なります。

- 唐桑半島東部

気仙沼湾

小泉・伊里前湾

志津川湾

追波湾

雄勝湾

女川湾・牡鹿半島東部

石巻湾東部

荻浜湾

石巻湾中央部

石巻湾西部

松島湾

仙台湾中央部

仙台湾南部
- (岩手県陸前高田市と気仙沼市の境～気仙沼市唐桑町御崎)

(気仙沼市唐桑町御崎～気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町の境)

(気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町の境～南三陸町歌津と南三陸町志津川の境)

(南三陸町歌津と南三陸町志津川の境～南三陸町と石巻市北上町の境)

(南三陸町と石巻市北上町の境～石巻市雄勝町峠崎)

(石巻市雄勝町峠崎～石巻市雄勝町と女川町の境)

(石巻市雄勝町と女川町の境～石巻市黒崎)

(石巻市黒崎～石巻市焼山崎)

(石巻市焼山崎～石巻市尾崎)

(石巻市尾崎～石巻市と東松島市の境)

(石巻市と東松島市との境～東松島市萱野崎)

(東松島市萱野崎～七ヶ浜町と仙台市の境)

(七ヶ浜町と仙台市の境～名取市と岩沼市の境)

(名取市と岩沼市の境～山元町と福島県新地町の境)